

蟹江町総合教育会議の傍聴に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、蟹江町総合教育会議開催要領(平成27年蟹江町要領第1号。)

第5条の規定に基づき、蟹江町総合教育会議(以下「会議」という。)の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の定員)

第2条 傍聴人の定員は、10人とする。

(傍聴の手続き等)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、会場において蟹江町総合教育会議傍聴申請書(別記様式第1号)を記入し、事務局に提出しなければならない。

2 事務局は、前項の申請を受けたときは、次条各号のいずれにも該当しないことを確認し、速やかに蟹江町総合教育会議傍聴許可証(別記様式第2号)を交付するものとする。

3 傍聴の受付は先着順とし、開場から会議開始10分前までに行うものとする。

4 蟹江町総合教育会議開催要領第5条の規定により非公開とされた協議等を行う事項は、傍聴することができない。

(傍聴席に入ることができない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

(1) 凶器その他危険物と認められるものを携帯している者

(2) 酒気を帯びている者

(3) ラジオ、拡声器、笛の類を携帯している者

(4) 写真機、録音機の類を携帯している者。ただし、第6条ただし書の規定により町長が許可した場合は、この限りでない。

(5) その他議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、傍聴席においては、次の事項を守らなければならない。

(1) みだりに席を離れないこと。

(2) 帽子、外とうの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により、町長が許可した場合は、この限りでない。

(3) 携帯電話の電源を切ること。

- (4) 飲食し、又は喫煙しないこと。
- (5) 私語し、談論し、拍手し、その他騒ぎ立てないこと。
- (6) 議事に批評を加え、又は可否を表明しないこと。
- (7) 鉢巻き、腕章、たすきの類をする等の示威的行為をしないこと。
- (8) その他議事を妨害するような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音の禁止)

第6条 傍聴人は、傍聴席においては、写真、映画等を撮影し、又は録音してはならない。ただし、特に町長が許可した場合は、この限りでない。

(町長の指示)

第7条 町長は、この要領に定めるもののほか、会議の秩序を維持するため必要な指示を行うことができる。

(違反に対する措置)

第8条 傍聴人がこの要領又は町長の指示に違反するときは、町長は、これを抑止し、その命令に従わないときはこれを退場させることができる。

附 則

この要領は、平成27年8月11日から施行する。